埼医業Ⅱ第７２６号
令和２年６月１７日

郡市・大学医師会長　　殿
（産業保健担当理事）

埼玉県医師会長　　金　井　忠　男
（担当常任理事　　徳　竹　英　一）

「新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援助成金」及び「新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置」の周知へのご協力のお願い

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さてこの度、日本医師会から標記の件について、別添のとおり通知がありました。

つきましては、貴会におかれましてもご了知いただき、会員等への周知方にご高配くださいますようお願い申し上げます。

担　当：業務Ⅱ課　児島
電　話：048-824-2611（代表）
ＦＡＸ：048-822-8515

春加八潮医師会 収受 2.6.18 第429号

写

日医発第234号（健Ⅰ84）（健Ⅱ180）
令和２年６月１７日

都道府県医師会長　殿

日本医師会長
横倉義武

「新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援助成金」及び「新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置」の周知へのご協力のお願い

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

この度、「新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援助成金」及び「新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置」の周知へのご協力のお願いについて、別紙のとおり、厚生労働省雇用環境・均等局雇用機会均等課及び医政局総務課より、その周知について協力依頼がありました。

今般、厚生労働省では、令和２年５月７日から適用している新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の内容については、「『妊娠中及び出産後の女性労働者が保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針』の一部改正について」（令和２年５月７日付け基発0507第１号・雇均発0507第15号。以下「通知」という。）によりお示ししたところです（令和2年5月8日付け日医発第108号（健Ⅰ47）（健Ⅱ101））。

上記に加え、今般、新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援助成金（以下「新助成金」という。）を創設いたしました（内容については、別添リーフレット参照）。

つきましては、本内容をご理解の上、新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の内容と共に貴会会員ならびに貴会関係郡市区医師会等への周知方につきまして、特段のご高配を賜わりますようお願い申し上げます。

事　務　連　絡
令和２年６月 15 日

公益社団法人　日本医師会　御中

厚生労働省雇用環境・均等局雇用機会均等課

「新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援助成金」及び「新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置」の周知へのご協力のお願い

令和２年５月７日から適用している新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の内容については、「『妊娠中及び出産後の女性労働者が保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針』の一部改正について」（令和２年５月７日付け基発 0507 第１号・雇均発 0507 第 15 号。以下「通知」という。）によりお示ししたところです。

上記に加え、今般、厚生労働省では、新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援助成金（以下「新助成金」という。）を創設いたしました。

新助成金の内容及びこれに伴う留意点については下記のとおりですので、これらの内容について御了知の上、通知でお示しした新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の内容とともに、貴会会員に対する周知について御協力いただけるよう、よろしくお願い申し上げます。

記

１　新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置により、医師等の指導を受け、休業が必要とされた妊娠中の女性労働者に有給の休暇を取得させる事業主に対する助成を行うことで、妊娠中の女性労働者が、離職に至ることなく安心して休暇を取得して出産し、出産後も継続して活躍できる職場環境の整備を図るため、新助成金を創設いたしました。

新助成金の詳細については、別添１のリーフレットや参考資料をご参照ください。

また、新助成金の支給申請に当たり、母性健康管理指導事項連絡カード等医師等の指導事項が分かる資料が添付書類となることにご留意をお願いいたします。

２　新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の内容や母性健康管理指導事項連絡カードの利用方法については、引き続き通知において示された取扱いによるものです。

新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置は、妊娠中の女性労働者が、職場の作業内容等によって新型コロナウイルス感染症への感染に不安やストレスを抱える場

合があること等を踏まえ、妊娠中の女性労働者が、安心して妊娠を継続し、子どもを産み育てられるような環境を整備することができるよう新たに規定したものですので、別添２のリーフレットや参考資料をご参照いただき、この趣旨を踏まえて、その心理的なストレスが母胎又は胎児の健康保持に影響があると考えられる場合には、必要な指導を行っていただくようお願いいたします。

（参考資料）

- 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援助成金Ｑ＆Ａ
 https://www.mhlw.go.jp/content/11909000/000639553.pdf

- 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の取扱いについて（Ｑ＆Ａ）
 https://www.mhlw.go.jp/content/11909000/000627573.pdf

- 職場における妊娠中の女性労働者等への配慮について（厚生労働省ホームページ）
 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11067.html

厚生労働省　都道府県労働局

別添１

＼事業主の皆さまへ／

新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援助成金をご活用ください



▶▶助成金の対象

詳細は裏面をご参照ください

❶～❸の全ての条件を満たす事業主が対象です。

✓ **令和２年５月７日から同年９月30日までの間に**

❶ **新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として**、医師または助産師の指導により、休業が必要とされた**妊娠中の女性労働者が取得できる有給の休暇制度**(年次有給休暇を除き、年次有給休暇の賃金相当額の**６割以上**が支払われるものに限る)を整備し、

❷ 当該有給休暇制度の内容を新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の内容とあわせて**労働者に周知**した事業主であって、

✓ **令和２年５月７日から令和３年１月31日までの間に**（※）

❸ 当該**休暇を合計して５日以上取得**させた事業主

（※新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の告示の適用期間）

▶▶助成内容

対象労働者１人当たり　**有給休暇計５日以上20日未満：25万円**　　＊1事業所当たり20人まで

以降20日ごとに15万円加算（上限額：100万円）

▶▶申請期間

令和２年６月15日から令和３年２月28日まで

＊雇用保険被保険者の方用と、雇用保険被保険者以外の方用の２種類の様式があります。

＊事業所単位ごとの申請です。

事業主の皆さまには、この助成金も活用しつつ、
妊娠中の女性労働者が休みやすい環境づくりに努め、積極的な配慮をお願いします。

支給要件の詳細や具体的な手続、支給申請書のダウンロードはこちらから

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11686.html

都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）に

本助成金及び新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の相談・申請窓口を設置しています

受付時間8時30分～17時15分（土・日・祝日・年末年始を除く）

相談・申請窓口URL：https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/index_00004.html

都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号
北海道	011-709-2715	東　京	03-6893-1100	滋　賀	077-523-1190	香　川	087-811-8924
青　森	017-734-4211	神奈川	045-211-7357	京　都	075-241-0504	愛　媛	089-935-5222
岩　手	019-604-3010	新　潟	025-288-3511	大　阪	06-6941-4630	高　知	088-885-6041
宮　城	022-299-8844	富　山	076-432-2728	兵　庫	078-367-0700	福　岡	092-411-4717
秋　田	018-862-6684	石　川	076-265-4429	奈　良	0742-32-0210	佐　賀	0952-32-7218
山　形	023-624-8228	福　井	0776-22-0221	和歌山	073-488-1170	長　崎	095-801-0050
福　島	024-536-4609	山　梨	055-225-2851	鳥　取	0857-29-1701	熊　本	096-352-3865
茨　城	029-277-8294	長　野	026-223-0551	島　根	0852-20-7007	大　分	097-532-4025
栃　木	028-633-2795	岐　阜	058-245-1550	岡　山	086-224-7639	宮　崎	0985-38-8821
群　馬	027-896-4739	静　岡	054-254-6320	広　島	082-221-9247	鹿児島	099-222-8446
埼　玉	048-600-6210	愛　知	052-857-0312	山　口	083-995-0390	沖　縄	098-868-4403
千　葉	043-306-1860	三　重	059-261-2978	徳　島	088-652-2718		

詐欺にご注意ください。国や都道府県労働局から、助成金の相談について電話等で勧誘することはありません。
また、振込先、口座番号やその他の個人情報を個人の方に電話等で問い合わせることはありません。

厚生労働省　都道府県労働局雇用環境・均等部（室）

▶対象となる労働者

○新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として、医師または助産師の指導により休業が必要とされた妊娠中の女性労働者

＜新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置とは＞
妊娠中の女性労働者が、保健指導・健康診査を受けた結果、その作業などにおける新型コロナウイルス感染症への感染のおそれに関する心理的なストレスが母体または胎児の健康保持に影響があるとして、医師や助産師から指導を受け、それを事業主に申し出た場合、事業主に、休業など必要な措置を講じることを義務付ける措置。適用期間は、令和２年５月７日から令和３年１月31日まで。
https://www.mhlw.go.jp/content/11909000/000628247.pdf

▶対象となる有給の休暇制度

○就業規則における規定の有無、既存の特別休暇の活用

休暇制度の就業規則への規定はこの助成金の要件ではありません。
既存の特別休暇の対象に含まれることを明示して、労働者に周知することでも対象となります。
＊ただし、常時10人以上の労働者を使用している事業主が、新たな休暇制度を設けた場合は、労働基準法に基づき、遅滞なく就業規則を変更し、所轄の労働基準監督署に届け出る必要があります。

○制度の周知方法

有給の休暇制度と**新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の内容**について、
全ての労働者がその内容を知ることができるよう、適切な方法により周知を行うことが必要です。
（例）・事業所の見やすい場所に制度の内容を掲示する　・制度の内容を記載した書面を労働者へ交付する
・電子メールを利用して労働者に制度の内容を送信する　など

○休暇制度の整備及び周知の時期

令和２年９月30日までに制度整備と周知が必要です。
また、**令和２年９月30日までに制度整備と周知を行えば、制度整備と周知が労働者の休暇取得後であっても対象**となります。

○欠勤などを、事後的にこの助成金の対象となる有給休暇に変更した場合の扱い

対象となります。ただし、事後的にこの助成金の対象となる有給休暇に変更することについて労働者本人に説明し、同意を得ることが必要です。

▶支給額

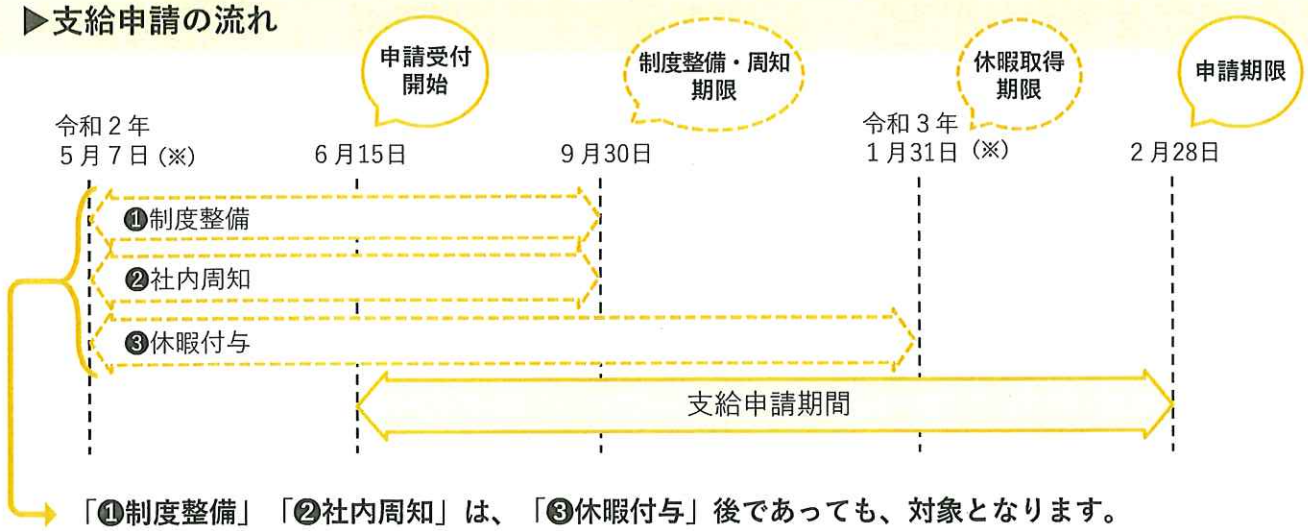
○連続して休暇を取得していない場合の支給額

連続して休暇を取得していない場合も、令和２年５月７日から令和３年１月31日までの合計の休暇取得日数に応じて支給額が決定されます。

○同一の労働者について複数回の申請をした場合

２回目以降の申請では、その申請時点での合計の休暇取得日数に応じて支給すべき金額と前回までの申請で支給された金額の差額があれば、差額を支給します。

▶支給申請の流れ



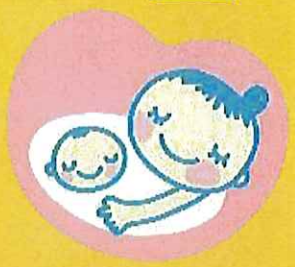
「❶制度整備」「❷社内周知」は、「❸休暇付与」後であっても、対象となります。

※令和２年５月７日～令和３年１月31日：新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の告示の適用期間

別添２

働く妊婦・事業主のみなさまへ

新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置について



新型コロナウイルス感染症の感染が拡大する中、働く妊婦の方は、職場の作業内容等によって、新型コロナウイルス感染症への感染について不安やストレスを抱える場合があります。

こうした方の母性健康管理を適切に図ることができるよう、**男女雇用機会均等法に基づく母性健康管理上の措置として、新型コロナウイルス感染症に関する措置を新たに規定**しました。

▶▶母性健康管理措置とは

● 男女雇用機会均等法により、妊娠中・出産後１年以内の女性労働者が保健指導・健康診査の際に主治医や助産師から指導を受け、事業主に申し出た場合、その指導事項を守ることができるようにするために必要な措置を講じることが事業主に義務付けられています。

▶▶新型コロナウイルス感染症に関する措置について

● 妊娠中の女性労働者が、保健指導・健康診査を受けた結果、その作業等における**新型コロナウイルス感染症への感染のおそれに関する心理的なストレスが母体又は胎児の健康保持に影響**があるとして、**主治医や助産師から指導**を受け、それを事業主に申し出た場合、**事業主は、この指導に基づいて必要な措置を講じなければなりません。**

● 本措置の対象期間は、**令和２年５月７日～令和３年１月31日**（※）です。

（※）新型インフルエンザ等対策特別措置法において新型コロナウイルス感染症を適用対象とする暫定措置の期限を踏まえて設定

指導の例：感染のおそれが低い作業への転換又は出勤の制限（在宅勤務・休業）

主治医等から指導があった場合、指導事項を的確に伝えるため母健連絡カード（母性健康管理指導事項連絡カード）を書いてもらい、事業主に提出しましょう。

事業主は母健連絡カードに記載された主治医等の指導に基づき、適切な措置を講じなければなりません。

母性健康管理措置には、他にも、以下のような措置があります。

- ●妊娠中の通勤緩和
- ●妊娠中の休憩に関する措置
- ●妊娠中又は出産後の症状等に関する措置（作業の制限、勤務時間の短縮、休業等）

このほか、妊娠中の女性労働者は、時間外、休日労働、深夜業の制限等について、主治医等からの指導がなくても請求できます（労働基準法）。

働く女性の妊娠・出産をサポートするサイト「女性にやさしい職場づくりナビ」
https://www.bosei-navi.mhlw.go.jp/

職場における妊娠中の女性労働者等への配慮について
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11067.html

厚生労働省　都道府県労働局雇用環境・均等部（室）

新型コロナウイルス感染症に関する母健連絡カードの活用方法

❶ 保健指導・健康診査を受ける

妊娠中の女性労働者

❸ 母健連絡カードを提出し、措置を申し出る

❶ ❷

❸ ❹

主治医等
（健康診査等を行う医師、助産師）

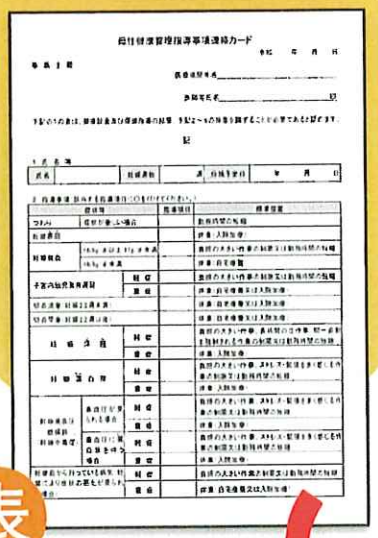
❷ 母健連絡カードに指導事項を記載する

産業医
産業保健スタッフ等

相談 ⇧⇩ 助言

人事労務担当者
管理者等

企業
（事業主）



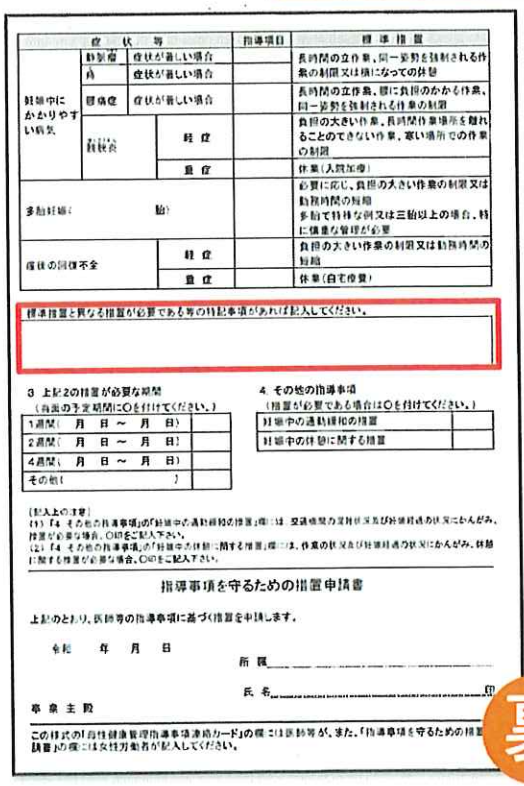
表

❹ 指導事項に基づき、必要な措置を講じる

措置の具体的な内容は、産業医等の助言に基づき、女性労働者と話し合って定めることが望ましいものです。

新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置が必要な場合には、主治医等がカード裏面の「特記事項」の欄に指導内容を記入します。

（記入例）
新型コロナウイルス感染症の感染のおそれの低い作業への転換又は出勤の制限（在宅勤務・休業）の措置を講じること。



裏

▶▶ 母健連絡カードは、厚生労働省ホームページや「女性にやさしい職場づくりナビ」からダウンロードできます。また、ほとんどの母子健康手帳にも様式が記載されています。

■ 男女雇用機会均等法により、母性健康管理措置を求めたことやこれを受けたことを理由とする解雇等不利益取扱いは禁止されています。

■ また、職場におけるいわゆるマタニティハラスメントには、母性健康管理措置を求めたことやこれを受けたこと等を理由とするものも含まれ、事業主にはこれを防止するための措置を講じることが義務付けられています。

■ 母性健康管理措置を講じてもらえない等の御相談は、以下へお願いします。

厚生労働省都道府県労働局雇用環境・均等部（室）
https://www.mhlw.go.jp/content/000177581.pdf

母性健康管理指導事項連絡カード

令和　　年　　月　　日

事 業 主 殿

医療機関等名.....

医師等氏名.....印

下記の1の者は、健康診査及び保健指導の結果、下記2～4の措置を講ずることが必要であると認めます。

記

1. 氏 名 等

氏名		妊娠週数	週	分娩予定日	年　月　日

2. 指導事項(該当する指導項目に○を付けてください。)

症状等			指導項目	標準措置
つわり	症状が著しい場合			勤務時間の短縮
妊娠悪阻				休業(入院加療)
妊娠貧血	Hb9g/dl 以上 11g/dl 未満			負担の大きい作業の制限又は勤務時間の短縮
	Hb9g/dl 未満			休業(自宅療養)
子宮内胎児発育遅延		軽 症		負担の大きい作業の制限又は勤務時間の短縮
		重 症		休業(自宅療養又は入院加療)
切迫流産(妊娠22週未満)				休業(自宅療養又は入院加療)
切迫早産(妊娠22週以後)				休業(自宅療養又は入院加療)
妊娠浮腫		軽 症		負担の大きい作業、長時間の立作業、同一姿勢を強制される作業の制限又は勤務時間の短縮
		重 症		休業(入院加療)
妊娠蛋白尿		軽 症		負担の大きい作業、ストレス・緊張を多く感じる作業の制限又は勤務時間の短縮
		重 症		休業(入院加療)
妊娠高血圧症候群(妊娠中毒症)	高血圧が見られる場合	軽 症		負担の大きい作業、ストレス・緊張を多く感じる作業の制限又は勤務時間の短縮
		重 症		休業(入院加療)
	高血圧に蛋白尿を伴う場合	軽 症		負担の大きい作業、ストレス・緊張を多く感じる作業の制限又は勤務時間の短縮
		重 症		休業(入院加療)
妊娠前から持っている病気(妊娠により症状の悪化が見られる場合)		軽 症		負担の大きい作業の制限又は勤務時間の短縮
		重 症		休業(自宅療養又は入院加療)

症状等			指導項目	標準措置
妊娠中にかかりやすい病気	静脈瘤	症状が著しい場合		長時間の立作業、同一姿勢を強制される作業の制限又は横になっての休憩
	痔	症状が著しい場合		
	腰痛症	症状が著しい場合		長時間の立作業、腰に負担のかかる作業、同一姿勢を強制される作業の制限
	膀胱炎	軽症		負担の大きい作業、長時間作業場所を離れることのできない作業、寒い場所での作業の制限
		重症		休業(入院加療)
多胎妊娠(　　胎)				必要に応じ、負担の大きい作業の制限又は勤務時間の短縮 多胎で特殊な例又は三胎以上の場合、特に慎重な管理が必要
産後の回復不全		軽症		負担の大きい作業の制限又は勤務時間の短縮
		重症		休業(自宅療養)

標準措置と異なる措置が必要である等の特記事項があれば記入してください。

3. 上記2の措置が必要な期間
(当面の予定期間に○を付けてください。)

1週間(　月　日 ～　月　日)	
2週間(　月　日 ～　月　日)	
4週間(　月　日 ～　月　日)	
その他(　　)	

4. その他の指導事項
(措置が必要である場合は○を付けてください。)

妊娠中の通勤緩和の措置	
妊娠中の休憩に関する措置	

[記入上の注意]
(1) 「4. その他の指導事項」の「妊娠中の通勤緩和の措置」欄には、交通機関の混雑状況及び妊娠経過の状況にかんがみ、措置が必要な場合、○印をご記入下さい。
(2) 「4. その他の指導事項」の「妊娠中の休憩に関する措置」欄には、作業の状況及び妊娠経過の状況にかんがみ、休憩に関する措置が必要な場合、○印をご記入下さい。

指導事項を守るための措置申請書

上記のとおり、医師等の指導事項に基づく措置を申請します。

令和　　年　　月　　日

所 属.....

氏 名.....印

事 業 主 殿

この様式の「母性健康管理指導事項連絡カード」の欄には医師等が、また、「指導事項を守るための措置申請書」の欄には女性労働者が記入してください。

事　務　連　絡
令和２年６月15日

公益社団法人　日本医師会　御中

厚生労働省医政局総務課

「新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による
休暇取得支援助成金」等の周知へのご協力について（依頼）

別添のとおり、厚生労働省雇用環境・均等局長より一般社団法人 日本経済団体連合会会長あて標記の通知が発出されました。貴会におかれましても、内容を御了知の上、貴会会員に周知いただきますよう、お願い申し上げます。

雇均発 0615 第 1 号
令和 2 年 6 月 15 日

一般社団法人　日本経済団体連合会
　会長　　中西　宏明　殿

厚生労働省雇用環境・均等局長

「新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援助成金」等の周知へのご協力について（依頼）

厚生労働行政の推進につきましては、平素より格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和２年５月７日から適用している新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置については、「新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の周知等へのご協力について（依頼）」（令和２年５月 15 日付け厚生労働省雇均発 0515 第４号）において周知等への御協力を依頼させていただいたところです。

上記に加え、今般、厚生労働省では、新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援助成金を創設いたしました。

本助成金の内容及びこれに伴う留意点については下記のとおりですので、これらの内容について御了知の上、傘下団体及び傘下企業の皆様に対する周知に御協力いただけるよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1　新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置により、医師等の指導を受け、休業が必要とされた妊娠中の女性労働者に有給の休暇を取得させる事業主に対する助成を行うことで、妊娠中の女性労働者が、離職に至ることなく安心して休暇を取得して出産し、出産後も継続して活躍できる職場環境の整備を図るため、本助成金を創設いたしました。

本助成金の詳細については、別紙のリーフレットや参考資料をご参照ください。

2　妊娠中の女性労働者は、自ら休業を申し出づらい場合があることから、事業主におかれては、本助成金も活用しつつ、妊娠中の女性労働者が休みやすい職場環境づくりに努め、積極的な配慮を行っていただくようお願いいたします。

（参考資料）

- 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援助成金Q&A
 https://www.mhlw.go.jp/content/11909000/000639553.pdf

- 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の取扱いについて（Q&A）
 https://www.mhlw.go.jp/content/11909000/000627573.pdf

- 職場における妊娠中の女性労働者等への配慮について（厚生労働省ホームページ）
 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11067.html

雇均発 0515 第 4 号
令和 2 年 5 月 15 日

一般社団法人　日本経済団体連合会
　会長　　中西　宏明　殿

厚生労働省雇用環境・均等局長

新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の周知等へのご協力について（依頼）

厚生労働行政の推進につきましては、平素より格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大している状況等を踏まえ、妊娠中の女性労働者の母性健康管理を適切に図ることができるよう、「妊娠中及び出産後の女性労働者が保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針の一部を改正する件」（令和２年厚生労働省告示第 201 号。以下「改正告示」という。）が令和２年５月７日に告示されました。

改正告示により、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（昭和 47 年法律第 113 号。以下「法」という。）第 13 条第１項に基づく妊娠中及び出産後の女性労働者が保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするために事業主が講ずべき措置に、令和３年１月 31 日までの間、新型コロナウイルス感染症に関する措置が新たに規定され、同日から適用されています。

改正の趣旨、内容等は下記のとおりですので、これらの内容について御了知の上、傘下団体及び傘下企業の皆様に対する周知等について御協力いただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

併せて、雇用調整助成金、働き方改革推進支援助成金（新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワークコース、職場意識改善特例コース）等の各種支援策を活用できる場合がある旨についても、併せて周知をいただけますよう、お願い申し上げます。

記

第１　改正の趣旨

現在、我が国において新型コロナウイルス感染症の感染が拡大している。新型コロナウイルスについては不明な点が多いが、現在、有効なワクチンが存在せず、妊婦については、使用できる医薬品についても制限がある。こうした中で、妊娠中の女性労働者は、職場における作業内容等によって、新型コロナウイルスの感染に大きな不安を抱える場合があり、その心理的なストレスが母体又は胎児の健康保持に影響を与えるおそれ

があるところである。

母と子という「２つの生命」を守るという観点、そして少子化対策としても、妊娠中の女性労働者が、安心して妊娠を継続し、子どもを産み育てられるような環境を整備することが重要である。このため、妊娠中の女性労働者の母性健康管理を適切に図ることができるよう、今般、妊娠中の女性労働者の母性健康管理上の措置として、新型コロナウイルス感染症に関する措置を規定したものであること。

第２　改正の内容等

１　今般の改正告示により新たに規定された新型コロナウイルス感染症に関する措置の内容は以下のとおりであること。

・　妊娠中の女性労働者が、母子保健法の保健指導又は健康診査を受けた結果、当該女性労働者の作業等における新型コロナウイルス感染症に感染するおそれに関する心理的なストレスが母体又は胎児の健康保持に影響があるとして、母子保健法の保健指導又は健康診査を行う医師又は助産師（以下「医師等」という。）からこれに関する指導を受け、それを事業主に申し出た場合には、事業主は、医師等の指導に基づき、当該女性労働者が指導事項を守ることができるようにするため、作業の制限、出勤の制限（在宅勤務又は休業をいう。）等の措置を講じなければならないこと。

・　事業主は、担当の医師等による当該指導に基づく措置の内容が不明確な場合にも、担当の医師等と連絡をとり判断を求める等により、必要な措置を講じなければならないこと。

２　事業主が母性健康管理上必要な措置を講ずるためには、医師等の指導を受けた旨の女性労働者の申出が必要であり、指導事項の内容の的確な伝達と講ずべき措置内容の明確化が重要であることから、事業主は「母性健康管理指導事項連絡カード」の利用に努めることとされており、これは新型コロナウイルス感染症に関する措置の場合も同様であること。具体的な利用方法は別添１の周知資料を参照されたいこと。

３　母性健康管理措置として休業が必要な場合、休業中の賃金をどのようにするかについては個々の事業主に任されているが、雇用調整助成金の対象事業主が労働者を休業させ休業期間中に手当を支払った場合には雇用調整助成金の対象になり得ること等も踏まえ、労使で十分に話し合って決めることが望ましいこと。また、労使の話し合いの上、有給の特別休暇制度を設ける等により、就業規則等において休業させたことに対する手当を支払うことを定めていただくことが望ましいことに留意されたいこと。企業が活用できる助成金に関しては別添２のリーフレットを参照されたいこと。

４　事業主が母性健康管理措置を講じていない場合には、都道府県労働局による助言、指導又は勧告の対象となり、勧告違反の場合には、厚生労働大臣が企業名を公表することができるものであること。（法第 29 条及び第 30 条）

5　母性健康管理措置を求め、又は措置を受けたこと等を理由として解雇その他不利益な取扱いを行うことは、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いとして禁止されており、妊娠中・出産後１年以内の解雇は妊娠・出産等を理由とする解雇でないことを事業主が証明しない限り無効であること。（法第９条第３項及び第４項、同法施行規則第２条の２第３号）

また、母性健康管理措置を求めようとし、若しくは求め、又はこれを受けたことに関するハラスメントも、妊娠・出産等に関するハラスメントとして防止措置義務の対象となること。（法第11条の２、同法施行規則第２条の３第３号）

第３　適用期間

本措置の適用期間は令和２年５月７日から令和３年１月31日までとされていること。

（参考）

１　職場における妊娠中の女性労働者等への配慮について（厚生労働省ホームページ）
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11067.html

２　働く女性の妊娠・出産をサポートするサイト「女性にやさしい職場づくりナビ」
https://www.bosei-navi.mhlw.go.jp/